

た「国定公園」、さらに都道府県を代表するすぐれた自然の風景地を指定した「都道府県立自然公園」があります。これらの自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的としています。

本県には、我が国で最初に指定された霧島屋久国立公園をはじめ、雲仙天草国立公園など13の自然公園があり、その面積（陸域面積）は県土面積の約9.3%に当たる85,812haに達し、県土に属する山岳、湖沼、海岸等の特色ある風景地の保護を図るとともに、野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしています。（図2-1、表2-2）

(2) 自然公園の保護・管理

それぞれの自然公園が持つすぐれた風景地を保護し、公園としての資質を恒久的に維持し、適切な利用に供するため、自然公園ごとに管理、運営、施設整備の基本となる公園計画（規制計画・施設計画）が策定されています。

① 自然公園の公園計画の見直し

現在指定されている自然公園のうち、指定後相当の年数を経たものについては、自然状態の変化や公園利用の需要増大、国民の自然に対する認識の高まり等の諸情勢の変化に伴い、現在の自然公園の公園計画（公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する計画）では対応できない面もでてきています。

このため、順次公園計画の見直し作業を行っています。

② 自然公園における行為規制

広域にわたる自然公園の区域を景観の優秀性や自然公園を保持する必要性の度合い又は利用上の重要性によって、それぞれの地域を「特別保護地区」、「海中公園地区」（以上2地区は国立・国定公園に限る）、「特別地域」、「普通地域」の4区に分け、それぞれの地区・地域に応じて行為を規制しています。一定の行為を行う場合は、環境大臣又は知事の許可又は届出が必要です。

また、道路・園地・宿舎などの自然公園の利用施設の整備に関わる施設計画も自然公園の適正な利用増進を図ることにより、無秩序な利用施設による乱開発を防止する役目も果たしています。

なお、自然公園内の各種行為に対する許可・届出の処理件数は、表2-3のとおりです。

③ 奄美群島のサンゴ礁保全対策

奄美群島のオニヒトデ駆除対策については、平成15年度までは海中公園地区及びその周辺で実施していましたが、サンゴ礁の多様性・固有性が世界自然遺産候補地の一因として評価されたことにより、平成16年度から奄美群島全体に対象海域を広げたところです。なお、平成17年度からは、より効果的なサンゴ礁の保全を図るため、サンゴが再生する時の基盤となる良好なサンゴ礁が残っている重点ポイントを選定し、継続的に集中して駆除を行っています。

これまでの駆除実績については、表2-4のとおりです。

表 2－3 許可等の処理状況

(単位：件)

区分 \ 年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
工作物の設置	149	127	146	159	153	135	150	135
木竹の伐採	5	2	4	7	13	8	5	4
土石の採取	24	21	31	30	20	21	22	12
水面の埋立	2	5	3	3	0	1	0	0
土地の形状変更	14	7	8	9	12	16	13	15
動植物の採取	7	19	9	21	5	19	11	20
その他	30	32	23	33	23	23	21	33
合 計	231	213	224	262	226	223	222	219

表 2－4 オニヒトデ駆除実績

駆除海域	オニヒトデ駆除数 (単位：匹)						
地 域	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
奄美群島 一 円	110,904	67,317	21,663	17,188	15,977	12,180	2,995

※平成16年度から奄美群島12市町村で駆除地域を指定し実施している。

(3) 自然公園の利用

① 自然公園の利用実態

自然公園は、人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として活発に利用されています。

なお、平成20年の利用者数は、表 2－5 のとおりです。

② 自然公園の施設整備

自然公園の主要な利用地域においては、利用の過度の集中などにより、かけがえのない自然環境が損なわれる恐れがあります。

これらの状況に対応するため、自然公園の適正な利用の誘導を図られるよう、公園利用施設の整備を進めています。

また、自然公園の主要な景観地・利用地域に指導標識等を設置し、自然公園利用者の意識高揚を図っています。

なお、平成20年度の自然公園施設整備状況は表 2－6 のとおりです。

③ 公園事業の認可等

自然公園の施設計画に基づく利用施設の設置にあたっては、公園事業として、環境大臣又は県知事の認可（事業者が地方公共団体の場合は同意）が必要です。

自然公園における公園事業の認可等の処理件数は、表 2－7 のとおりです。

表 2－5 自然公園の利用状況（平成20年）

区 分	公 園 名	利用者数（千人）
国 立 公 園	霧 島 屋 久 国 立 公 園	10,497
	雲 仙 天 草 国 立 公 園	34
国 定 公 園	日 南 海 岸 国 定 公 園	198
	奄 美 群 島 国 定 公 園	541
県 立 自 然 公 園	阿久根県立自然公園	187
	吹上浜県立自然公園	2,289
	蘭牟田池県立自然公園	464
	坊野間県立自然公園	193
	川内川流域県立自然公園	801
	高隈山県立自然公園	55
	大隅南部県立自然公園	80
	甕島県立自然公園	39
	トカラ列島県立自然公園	10
合 計		15,388

表 2－6 自然公園施設整備状況(平成20年度) (千円)

自然公園名	地区名	市町村名	規 模 内 容	事業費	主体
霧島屋久国立公園 (県単事業)	屋久島	屋久島町	宮之浦縄文杉歩道	32,962	県

表 2－7 公園事業認可等処理件数 (単位：件)

区分 \ 年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
休 憩 所	0	0	0	0	0	0	0	0
宿 舎	3	2	3	3	3	3	6	6
野 営 場	0	0	0	0	0	0	0	0
道 路	9	12	9	5	9	6	5	10
園 地	0	2	2	3	5	1	3	3
そ の 他	1	1	0	3	4	5	4	0
合 計	13	17	14	14	21	15	18	19

3 世界自然遺産

(1) 世界遺産の指定状況等

世界遺産条約は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産を登録するとともに、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国（特に途上国）が行う保護対策を援助することを目的としており、日本には自然遺産3地域、文化遺産11地域の世界遺産が登録（平成21年7月末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として、屋久島地域があります。
また、平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の1つに選定されました。